

【目次】監査結果に対する措置状況（令和6年度包括外部監査）

No. 〈年度-監査種別-期- 事務/工事-通し番号〉					公表日	報告書	対象局区等	対象課	結果区分	件名	措置状況	通知日
年度	種別	期	事/工	番号								
R6	包括外部	—	—	1	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.56	交通局	財務課	指摘	【総合意見1】経営を取り巻く今後の環境の変化への対応について	措置済	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	2	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.106	交通局	施設課	指摘	【総合意見2】持続的な事業運営のためのヒトへの取組みについて	措置済	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	3	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.139	交通局	橋本保守事務所	指摘	【総合意見3】社会環境に適応した管理の見直しについて	措置済	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	4	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.148	交通局	駅務管理課・施設課・技術課	指摘	【意見1-1】金銭過不足、亡失・き損となった場合の規定について	措置済	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	5	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.172	交通局	営業課	指摘	【意見1-2】補てん財源の説明と管理について	措置済	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	1	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.22	交通局	財務課	添える意見	【意見1-3】固定資産台帳における摘要、工事名称の記載について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	2	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.24	交通局	職員課・教習所	添える意見	【意見1-4】建設仮勘定の管理について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	3	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.25	交通局	職員課・橋本車両工場・財務課	添える意見	【意見1-5】運輸雑収益に含まれる延滞金について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	4	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.29	交通局	財務課	添える意見	【意見1-6】収益費用明細書における退職給付費用の計上箇所について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	5	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.43	交通局	財務課	添える意見	【指摘事項1-1】固定資産減損会計の検討の必要性について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	6	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.44	交通局	財務課	添える意見	【意見1-7】固定資産の減損会計の適用に係る規定について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	7	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.46	交通局	財務課・施設課・駅務管理課	添える意見	【意見1-8】基金条例の処分の規定について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	8	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.48	交通局	財務課	添える意見	【意見1-9】路線別の計画実績対比の公表について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	9	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.51	交通局	財務課	添える意見	【意見2-1】ICカード管理システム再構築における公募条件について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	10	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.57	交通局	財務課	添える意見	【意見3-1】電子契約の導入の検討について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	11	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.59	交通局	財務課	添える意見	【意見3-2】契約事務に係る内部チェックリストの運用について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	12	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.67	交通局	財務課	添える意見	【意見3-3】専決規程の見直しについて	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	13	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.74	交通局	DX推進課	添える意見	【意見3-4】契約時の資格の確認について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	14	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.91	交通局	総務課	添える意見	【意見3-5】車両基地で共通する業務委託契約の仕様書の統一について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	15	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.91	交通局	総務課	添える意見	【指摘事項3-1】提出資料日付の確認漏れについて	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	16	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.94	交通局	職員課	添える意見	【意見3-6】昇降機保守業務に必要な資格の確認について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	17	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.98	交通局	姪浜車両工場	添える意見	【意見3-7】福岡市交通局施設保守点検業務一般仕様書の添付について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	18	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.100	交通局	姪浜車両工場	添える意見	【意見3-8】部分検査の場合の完了届兼検査調書について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	19	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.112	交通局	施設課	添える意見	【意見3-9】契約書案の確認について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	20	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.113	交通局	施設課	添える意見	【意見4-1】姪浜駅に係る空室の活用方針について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	21	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.120	交通局	車両課	添える意見	【指摘事項4-1】橋本保守事務所の倉庫における消火器の動線について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	22	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.127	交通局	総務課	添える意見	【意見4-2】部品管理倉庫のセキュリティについて	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	23	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.138	交通局	総務課	添える意見	【意見4-3】保守部品の払出管理について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	24	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.141	交通局	橋本車両工場	添える意見	【意見4-4】保守部品の管理について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	25	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.141	交通局	姪浜車両工場	添える意見	【意見4-5】備品ラベルの統一について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	26	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.142	交通局	姪浜保守事務所	添える意見	【意見4-6】デジタルカメラの管理について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	27	R7.3.27（第7131号 別冊2）	P.144	交通局	財務課	添える意見	【意見4-7】使用見込みのない備品について	—	R7.11.20

R6	包括外部	—	—	28	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.144	交通局	姪浜車両工場	添える意見	【意見4-8】 不要な備品の処分について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	29	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.145	交通局	橋本乗務事務所	添える意見	【意見4-9】 利用頻度の低い情報媒体の廃棄の検討について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	30	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.146	交通局	姪浜保守事務所・ 姪浜乗務事務所	添える意見	【指摘事項4-2】 姪浜駅の修繕対応について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	31	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.147	交通局	橋本乗務事務所・ 橋本保守事務所	添える意見	【意見4-10】 姪浜駅における包括的な管理委託の検討について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	32	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.149	交通局	駅務管理課・施設課・ 技術課	添える意見	【意見4-11】 屋上の太陽光パネル設置の使用許可について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	33	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.150	交通局	姪浜保守事務所・電気課	添える意見	【意見5-1】 応札者増加のための方策について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	34	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.158	交通局	駅務管理課	添える意見	【意見5-2】 駅別のサービス水準の管理分析について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	35	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.159	交通局	駅務管理課	添える意見	【意見5-3】 駅業務委託に係るインセンティブの導入について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	36	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.160	交通局	駅務管理課	添える意見	【意見5-4】 駅運営委託者の制服管理について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	37	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.164	交通局	駅務管理課	添える意見	【意見5-5】 制服管理について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	38	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.165	交通局	職員課	添える意見	【指摘事項5-1】 保管期間を超えた個人情報の管理について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	39	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.173	交通局	営業課	添える意見	【意見5-6】 システム機能要件の検討について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	40	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.180	交通局	総務課	添える意見	【意見6-1】 地元地縁組織（自治会、町内会）に対する使用料の減免方針について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	41	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.186	交通局	広報戦略課	添える意見	【意見7-1】 経営戦略の指標におけるアンケート結果の採用について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	42	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.187	交通局	財務課	添える意見	【意見7-2】 投資・財政関連の指標設定について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	43	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.191	交通局	財務課	添える意見	【意見7-3】 投資・財政計画の表示について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	44	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.194	交通局	財務課	添える意見	【意見7-4】 経営戦略における企業債の据置期間について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	45	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.208	交通局	職員課	添える意見	【意見8-1】 運輸技術職採用（局採用）の検討について	—	R7.11.20
R6	包括外部	—	—	46	R7.3.27 (第7131号 別冊2)	P.213	交通局	姪浜車両工場	添える意見	【意見8-2】 姪浜車両基地教習所教材室の改修対応の必要性について	—	R7.11.20

監査結果に対する措置状況（令和6年度包括外部監査）

年度	監査種別	番号	報告書		対象所属		監査の結果		措置状況		措置の状況・市の見解		通知日
			公表日	号	局区等	課	結果区分	内容	措置状況	内容			
R6	包括外部	-	-	1	（第7131号別冊2） R7・3・1号 P・5・6	交通局	財務課	指摘	【指摘事項1-1】固定資産減損会計の検討の必要性について 現在、令和5年度決算における固定資産減損会計に係る検討資料は、地方公営企業会計基準の見直しに伴い、平成25年度に減損会計について整理検討を行った決裁資料のみであった。 遊休資産等の状況は、年度毎に状況が変化すると考えられる。しかし、現状は平成25年度に実施したのから見直しが行われていないことから、会計基準に従った検討が行われていない。 減損の検討については毎年度資料を作成し、検討するべきである。毎年度、遊休資産や評価額等に変更がないか確認し、変更があれば資料を更新する必要がある。	措置済	【措置済】 減損会計の適用については、ご指摘を受け、令和7年度から固定資産の減損の要否について検討した資料を作成し、決算資料として保管する。また、当該項目を決算事務のチェックリストに加え、チェックリストを複数人で確認することにより、進捗状況を管理することとした。	R7.11.20	
R6	包括外部	-	-	2	（第7131号別冊2） R7・3・1号 P・106	交通局	施設課	指摘	【指摘事項3-1】提出資料日付の確認漏れについて 当該委託契約において、「受注者は契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない」ことが定められているが、「業務工程表」を含む「業務計画書」は令和5年5月18日に提出されており、契約締結日の令和5年4月25日から10日以上経過していた。 当初、受注者より「業務計画書」は契約締結日から10日以内に提出されていたものの、受注者が「業務計画書」の修正を行った後、再提出日の日付確認を失念したものである。 書類の修正提出の際は、日付等関連する事項についても適宜確認する必要がある。	措置済	【措置済】 委託契約については、改善意見を踏まえ、必要事項をまとめたチェックリスト（提出期限含む）を作成し、チェックリストを活用して随時提出状況を管理することとした。修正提出の際も見落としが無いよう、チェックリストを複数人で確認することにより業務進捗管理に努めていく。	R7.11.20	
R6	包括外部	-	-	3	（第7131号別冊2） R7・3・1号 P・139	交通局	橋本保守事務所	指摘	【指摘事項4-1】橋本保守事務所の倉庫における消火器の動線について 橋本保守事務所の管理する倉庫において、消火器が設置されていたものの、その前に廃棄物が置かれているため、動線が確保されていなかった。 火災が発生し消火器が必要となった場合、廃棄物が邪魔になり迅速に対応できないことは防災対策の観点から問題である。また、可燃性の高い廃棄物が放置されていると、廃棄物自体が出火の原因となる危険性もある。 防災の観点から、倉庫に設置している消火器の動線確保が図られているかについて、定期的に点検を行う必要がある。また、引火しやすい廃棄物は速やかに処分する必要がある。	措置済	【措置済】 倉庫における消火器の動線については、現地実査日の夕刻、前面に置かれた廃棄物の整理を行い、確保した。 倉庫に設置している消火器への動線確保については、毎月行っている巡視において確認することで、再発防止を図っている。また、引火しやすい廃棄物の撤去は完了している。	R7.11.20	
R6	包括外部	-	-	4	（第7131号別冊2） R7・3・1号 P・148	交通局	駅務管理課・施設課	指摘	【指摘事項4-2】姪浜駅の修繕対応について 現場視察を行った令和6年9月24日時点において、コンコース階の3、4番ホーム側EV案内表示器の電灯が切れており消灯状態となっていた。当該電灯設備は「負担区分表」によれば、JR九州の財産であるもののメンテナンスは市交通局が行う箇所であった。 当初は、JR九州の担当部署へ必要な対応を要請していたものの、当該電灯の保守区分は、市交通局にあることを確認したため、市交通局の担当部署へ対応を要請し、現場視察翌日の令和6年9月25日に電灯の交換を完了した。 管理区分が複雑な区域では、他の管理区域でも適切な施設管理が行われない恐れがある。 施設管理を適切に行うため、「負担区分図」を駅係員に周知する必要がある。 なお、姪浜駅設備の財産管理及び保守管理区分は複雑であるため、駅保管の「負担区分図」に加え、認識誤りが生じた場合等、過去の経緯をデータ化し、今後の業務に活かしていく取組も検討されたい。	措置済	【措置済】 姪浜駅の負担区分については、令和6年9月に関係所属を対象に「負担区分表」に基づく確認及び保守区分を周知し、同月助役会議でも徹底した。 駅掲示器不点灯時の修繕対応については、保守区分の確認を複数の職員で行い、発生から対応までの経緯をデータで共有することとした。 JRの緊急連絡先については、令和6年9月に助役会議等において周知を図った。 また、本事業において引継書を作成し、係長級職員引き継ぎ書類に綴った。今後は、係長級職員の引き継ぎ事項として、確実に引き継ぎを行い、再発防止を図っていく。	R7.11.20	

R6	包括外部	-	-	5	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・172	交通局	営業課	指摘	<p>【指摘事項5-1】保管期間を超えた個人情報の管理について 保有期間が3年を超える個人情報が、遺失物管理システムにて保管されている。 個人情報の保存期間については、個人情報保護法には明確な定めがないものの、遺失物法施行規則によると保存期間は3年間とされている。 3年を超える個人情報は、本来は保有すべきでない個人情報であり、個人情報保護法第22条によれば、利用する必要がないデータとして、遅滞なく消去することが必要となること、その対応が行われていない。 unnecessary 個人情報を保管することは、情報漏洩等のリスクが増加することからも望ましくない。 保存期間が3年を超える個人情報は適宜、削除する必要がある。</p>	措置済	<p>遺失物管理システム開発時においては、法令解釈が不十分であったため、ご指摘を受け、令和7年3月に改修を行い、保存期間が3年を超える個人情報は削除することとした。 システム開発の際は、関連規則等を再確認のうえチェックリストを作成するなど、組織的に確認する体制をとり、再発防止を図っていく。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	1	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・22	交通局	財務課	添える意見	<p>【総合意見1】経営を取り巻く今後の環境の変化への対応について 令和5年度の高速鉄道事業の決算は、経常収支比率127.1%と、他都市の公営地下鉄の平均である108.8%を大きく上回っておりその経営努力を評価できるものの、今後の財務的な課題がないわけではない。 七隈線の路線別収支では、累積欠損金の解消に2070年代までかかる予想され、損益改善のためより一層の経営努力が必要である。 また、空港線は今後、施設や車両の老朽化に伴う更新投資が予定されている。 今後、市交通局は、4年毎の中期経営計画の策定を予定しており、その策定時の投資計画や収支計画の見直しにおいて、社会情勢の変化を踏まえ、機を逃さず適切に対応していく必要がある。 市民に対して重要かつ分かり易い経営情報の提供を行い、リスクに備えた財務的な柔軟性を確保することで、安定的な経営、ひいては市民の負担を最小限とするような経営努力を期待する。</p>	—	<p>福岡市地下鉄については、令和7年2月に12年間の基本計画である「福岡市地下鉄長期ビジョン」を策定し、3月には、その実施計画である「福岡市地下鉄中期経営計画」を策定している。 経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応して中期経営計画を4年毎に見直ししながら、安全・安心を最優先に、計画的かつ効率的な投資や増収対策、わかりやすい経営情報の発信に取り組んでいく。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	2	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・24	交通局	職員課・教習所	添える意見	<p>【総合意見2】持続的な事業運営のためのヒトへの取組みについて 将来人口減少による人手不足は今後、より深刻化すると考えられる。 安定した人材の確保と人材育成による技術承継、及び関連する環境の整備は、交通事業管理者等、市交通局の経営管理者が行うべき必要不可欠な取組みと考える。 人材採用や人材育成、技術の承継のために、現在の取組みを含めて必要な方策を検討し、対応を行っていくことが望ましい。</p>	—	<p>地下鉄事業を安定的かつ円滑に継続し、さらに発展させていくため、計画的な職員採用・人材育成に取り組むとともに、技術関係職員に対する技能保持や能力向上を図るため、研修メニューや研修受講者の拡大を進める。 また、これまでは電気職にのみ配置していた専門技術を有する技術指導教官を土木・建築・機械の4職種へ配置拡大を行うとともに、新たに職場トレーナー制度を検討・導入し職員の指導・育成を強化し、安全・安心を支えるための技術力の継承・向上などを着実に推進していく。また、今後の技術革新も踏まえたさらなる効率化や省力化について研究・検討を進めていく。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	3	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・25	交通局	職員課・橋本車両工場 財務課	添える意見	<p>【総合意見3】社会環境に適応した管理の見直しについて 制服管理や部品管理倉庫のセキュリティ等、制定当初想定していなかった新たなリスクに対応する規定の見直しや、資産管理のあり方の検討について、改善の余地があると考えられる意見が見られた。 他の管理事務においても、制定から相当期間が経過したような規定や資産管理等について、現在の社会環境に照らして、新たなリスクに対応する規定や資産管理となっているかを検討することが望ましい。</p>	—	<p>部品管理倉庫のセキュリティについては、システム設定の変更及び扉の改修を行い、セキュリティの強化を図った。 制服管理を含む他の管理事務についても、今後とも社会環境に照らして適宜必要な見直しを行っていく。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	4	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・29	交通局	財務課	添える意見	<p>【意見1-1】金銭過不足、亡失・き損となった場合の規定について 金銭過不足もしくは亡失・き損となった場合には、直ちに報告と原因調査がされ、その結果が金銭出納員の意見と一緒に報告されるべきであるところ、福岡市交通局会計規程にはその根拠規定がない。 金銭過不足もしくは亡失・き損となった場合の規定について設けることが望ましい。</p>	—	<p>金銭過不足もしくは亡失・き損となった場合の規定については、改善意見を踏まえ、他会計の状況も参考に、福岡市交通局会計規程において令和7年度中に所要の改正を行う予定である。</p>	R7.11.20

R6	包括外部	-	-	5	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・43	交通局	財務課	添える意見	<p>【意見1-2】補てん財源の説明と管理について 令和3年度補てん財源算定資料(令和3年度決算補てん財源等)を閲覧したところ、4条補てん財源使用可能額は9,178,945,830円であった。同年度の4条収支不足額が15,364,808,598円であるため、補てんしてもなお不足する額は6,185,862,768円である。これに対して特別減収対策企業債を5,800,000,000円発行して不足分を埋めているが、なお385,862,768円が不足していた。これに対して令和3年度の決算報告書では不足している385,862,768円についての言及がなかった。</p> <p>「企業債(特別減収対策)等で措置した。」と記載されているが、発行した特別減収対策企業債は5,800,000,000円である。差額は管理していないため不明であるものの、資金不足には陥っていないことを考慮すると過年度の補てん財源であった可能性が高く、現状の補てん財源の説明は不十分となっている恐れがある。</p> <p>補てん財源については過年度分と現年度分に区分して管理し、過年度発生分を把握することで、補てん財源を説明する際に不明となることがないように留意されたい。</p> <p>福岡市高速鉄道事業のように多額の繰越欠損金がある公営企業においては、単年度で補てん財源が不足する場合もあることから、補てん財源の前年度繰越額、当年度発生額、当年度使用額、次年度繰越額を管理しておくことが望ましい。</p> <p>管理のための管理表は市の他の公営企業や他の自治体の高速鉄道事業が使用している管理表を参考に、市交通局で管理しやすい方法を工夫されたい。</p>	—	補てん財源については、改善意見を踏まえ、令和6年度分から前年度繰越額、当年度発生額、当年度使用額、次年度繰越額を管理していく。	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	6	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・44	交通局	財務課	添える意見	<p>【意見1-3】固定資産台帳における摘要、工事名称の記載について 固定資産台帳のデータの一部に摘要や工事名称に記載がない資産があった。 当該情報が把握できないことは、除却した資産の台帳からの除却漏れや現物との照合が困難になる可能性が生じ、固定資産管理上、望ましくない。 固定資産台帳で固定資産を管理する際の情報として摘要や工事名称は参考となるので、有形固定資産や無形固定資産を登録する際には摘要や工事名称を記載することが望ましい。</p>	—	固定資産管理システムにおいて摘要等が入力されていない資産については、現在調査を進めており、令和7年度中に追加入力を行っていく。	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	7	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・46	交通局	財務課・施設課・駅務管理課	添える意見	<p>【意見1-4】建設仮勘定の管理について 建設仮勘定一覧には、発生年度が記載されておらず、令和5年度発生分と令和4年度までの発生分に区分しているだけであった。また建設仮勘定から、建物や構築物などの本勘定への振替年度(いわゆる精算年度)の予定について記載されていなかった。 建設仮勘定の本勘定への振替漏れが発生する恐れがあるため、建設仮勘定の管理資料において、各項目の発生年度と精算年度の予定を記載し、精算年度の予定が未定ものについては、その資産性に疑いがあるため、内容を調査したうえで不要なものは建設仮勘定から除却されたい。</p>	—	建設仮勘定の管理資料については、令和6年度分から記載内容を見直し、発生年度・精算予定年度を記載することとした。 なお、清算年度が未定の建設仮勘定については、現在調査を進めており、今後、不要なものについて除却処理を行っていく。	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	8	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・48	交通局	財務課	添える意見	<p>【意見1-5】運輸雑収益に含まれる延滞金について 賃賃料収入は利用客の利便性向上を目的としたものであり、営業活動を行う駅構内の賃賃料であることから営業収益の運輸雑収益に収益計上されているが、その賃賃料収入に関わる延滞金も運輸雑収益に8件、計上されていた。 営業収益は主たる営業活動から生じる収益を計上する区分であって、延滞金は高速鉄道事業の性格上、営業活動から生じる収益とは言いづらい。 営業収益は、営業活動と関連する収益がいかほどかを把握するための収益区分であるため、営業活動以外の原因から生じる収益は営業外収益で計上することが望ましい。</p>	—	賃賃料収入に係る延滞金については、改善意見を踏まえ、令和6年度から営業外収益に計上している。	R7.11.20

R6	包括外部	-	-	9	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・51	交通局	財務課	添える意見	<p>【意見1-6】収益費用明細書における退職給付費用の計上箇所について 「賞与引当金繰入額」が線路保存費、電路保存費、車両保存費、運転費、運輸管理費、運輸費、研修所費、一般管理費のそれぞれの費用に人件費を構成する「節」の費用として計上されているのに対して、退職給付引当金の繰入額は、一般管理費の「退職給付費」でまとめて計上されている。 人件費を構成する費用のうち、重要な費用である退職金を一般管理費でまとめて計上しているため、線路保存費や一般管理費などの「目」費用の人件費を適切に表示することが出来ていない。 線路保存や電路保存に従事する職員の人件費は、それぞれ線路保存費や電路保存費で計上することが求められているため、他都市事例を参考に、退職給付引当金の繰入金もそれぞれの「目」費用で計上することが望ましい。</p>	-	退職給付費については、改善意見を踏まえ、令和6年度から「目」費用別に計上している。	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	10	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・57	交通局	財務課	添える意見	<p>【意見1-7】固定資産の減損会計の適用に係る規定について 地方公営企業会計には、地方公営企業法施行規則の第8条第3項第2号で、保有する固定資産に事業年度の末日において予測することができない減損が生じているもの、または減損損失を認識すべきものについては、帳簿価額から減損損失の額を減額した額を帳簿価額とするとされており、固定資産の評価に関し、減損会計の考え方が適用されている。 減損会計に関連する内部規則、要領等がないか市交通局に確認したところ、策定はしていないとのことであった。 減損会計に関する内部規定等がないことは、適切な検討が実施されない恐れがある。 適切な減損会計の検討ができるように、減損会計に関連する内部規則、要領等を定めることが望ましい。</p>	-	減損会計に関する規定については、改善意見を踏まえ、他会計の状況も参考に、福岡市交通局会計規程において令和7年度中に所要の改正を行う予定である。	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	11	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・59	交通局	財務課	添える意見	<p>【意見1-8】基金条例の処分の規定について 市が施行する高速鉄道の建設及びこれに関連する事業について、市は必要な資金を積み立てるため、福岡市高速鉄道建設基金を設け、「福岡市高速鉄道建設基金条例」を定めているが、「福岡市高速鉄道建設基金条例」には処分に関する規定がなかった。 福岡市高速鉄道建設基金の処分に関する取扱いが明文化されていないと、処分の適否に関して判断することが困難である。 他市の高速鉄道の建設等に関連する基金条例を参考に、福岡市高速鉄道建設基金条例においても、「事業に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。」などの処分に関する規定を定めることについて検討されたい。</p>	-	福岡市高速鉄道建設基金は、福岡市が施行する高速鉄道の建設及び関連事業に必要な資金を積み立てるために設置しているものであり、地方自治法第241条第3項に「特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるために設けた基金は、当該目的以外に処分できない」と規定されているとおり、当基金の目的である高速鉄道の建設及び関連事業に限って処分されるものであることから、当該基金の処分の判断に関して困難が生じることはないと考えている。	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	12	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・67	交通局	財務課	添える意見	<p>【意見1-9】路線別の計画実績対比の公表について 経営戦略においては、七隈線単独の収益的収支の計画値が公表されているが、その後の実績との比較は公表されていない。 計画では令和6年度から黒字化となり、累積欠損金が減少することが計画されており、その達成状況は高速鉄道事業の決算に大きな影響を与える。七隈線単独の収益的収支の計画に対する実績値は重要な情報であることから、市民への情報提供のあり方に課題があると考えられる。 経営戦略では路線別の収支見込が公表されていることから、当該情報との対比で公表することが望ましい。</p>	-	経営情報については、改善意見を踏まえ、市民に対する、より分かりやすい情報提供に取り組んでいく。	R7.11.20

R6	包括外部	-	-	13	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・74	交通局	D X推進課	添える意見	<p>【意見2-1】ICカード管理システム再構築における公募条件について</p> <p>当委託業務は、外部の専門事業者が有する高度な知識やシステム開発等のノウハウが必要であるため、地場要件を設定すること及び単なる入札価格比較では最適な事業者の選択が難しいものであると判断し、幅広く応募を認めて総合的な事業者を比較できる公募型プロポーザル方式で事業者選定を行っていたものの、1者応札となっていた。</p> <p>公募時の再構築業務委託費用の上限価格は、既存システムのベンダーを含めた2社の参考見積をとったうえで、1社の最安金額を元に算出し、保守費用は、直近4年間の保守金額の最大値から算出していた。なお、既存システムのベンダーの参考見積額と比べて、もう1社のベンダーの参考見積額は約1.5倍となっており、大きな乖離が生じている状況であった。</p> <p>既存システムのベンダーは最も現況を理解していることから、新規参入を検討するベンダーと比較して低価格の見積金額を提示することが可能と考えられ、見積段階では大きな価格差が生じていた。そのため、新規事業者でも価格を抑えることができる要件の見直しを行うなどの提案事業者への考慮が必要であったと考えられる。</p> <p>結果として1者応札となっており、幅広く応募を認めて総合的な事業者を比較するという当初の目的を達成できていない状況に陥っている。</p> <p>公募プロポーザルを採用するということは、幅広い提案を求め、価格以外にも含めた総合的な提案を検討するための目的であったと考えられることから、少なくとも参考見積を入手した2社からは応札があるようにシステム要件及び参加条件を検討することが望ましい。</p>	-	ICカード管理システム再構築に係る公募の実施にあたっては、広範な応募を許容し、総合的な観点から事業者を比較・評価することを目的として、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行った。本件は高度な専門性を要する事業であり、要件の緩和は困難であったため、1者応札となったものである。次回ICカード管理システムの再構築時（令和11年度頃）に提案競技を実施する場合は、提案上限額を考慮しながら幅広い提案が可能となる参加条件とする予定である。	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	14	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・91	交通局	総務課	添える意見	<p>【意見3-1】電子契約の導入の検討について</p> <p>市では1億円以上の工事契約については電子契約を導入しているが、市交通局では対象となる工事件数が少ないとして未導入となっている。</p> <p>令和5年度において1億円を超える額の工事契約は10件であるが、老朽化への対応を今後の投資計画で予定していることから増加していくことが見込まれるため、印紙税を考慮すると民間業者の負担が大きくなることが予想されるが、その対応が遅れている。</p> <p>現在の状況だけでなく、投資計画による対象工事件数増加の増加見込を踏まえて、電子契約の導入を検討することが望ましい。</p>	-	令和7年8月より、市長部局に合わせて電子契約を一部導入した。	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	15	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・91	交通局	総務課	添える意見	<p>【意見3-2】契約事務に係る内部チェックリストの運用について</p> <p>特命随意契約を締結する際、市交通局では委託契約事務が適正に執行されているか等についての自主的チェックを、チェックリストを用いて実施している。</p> <p>監査対象として選定した契約では、特命随意契約による継続委託チェックリスト項目のうち、「標準委託契約書に定められた記載事項に準じたものになっているか」「該当なし」となっているものがあった。チェックリストは発注課が作成するが、契約書は財務課で作成され、発注課は契約書を作成していないことから「該当なし」としていることが要因であった。</p> <p>特命随意契約による継続委託チェックリストの「標準委託契約書に定められた記載事項に準じたものになっているか」という項目は、市の標準形式の契約書を使用しているかどうかを確認するという重要な項目であり、現在、当該項目にチェックが入らないままに運用することは、必要な項目が網羅的に確認されているかについての疑念が生じる。</p> <p>市交通局の実情と合うようにチェックリストの項目を見直す、財務課にて標準委託契約書を適用している旨をチェックリストに明記するなどの工夫により、網羅的にチェックリストで確認すべき項目を確認していることが分かるようにすることが望ましい。</p>	-	特命随意契約による継続委託チェックリストについては、改善意見を踏まえ、チェックリストの契約書記載事項欄に「※総務課契約分はチェック不要（標準委託契約書を適用しているため）」を追記した。 なお、財務課契約管財係については、令和7年度より総務課契約管財係となったものである。	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	16	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・94	交通局	職員課	添える意見	<p>【意見3-3】専決規程の見直しについて</p> <p>市交通局の契約事務にあたり、福岡市事務決裁規程に準拠した福岡市交通局理事以下専決規程に基づき決裁を行っている。</p> <p>福岡市交通局理事以下専決規程においては、別表3と別表4が並列のような記載の仕方になっており、福岡市事務決裁規程と比較して対応関係が不明瞭である。</p> <p>専決規程に不明瞭な、わかりづらい箇所があると決裁権限者を誤る可能性がある。</p> <p>福岡市交通局理事以下専決規程では別表が多く用いられていることから、別表の対応関係を明確にし、表内の区分内容の記載等により規程をわかりやすく明瞭化することが望ましい。</p>	-	理事等が所掌する事務については、福岡市交通局理事事務分担規程及び福岡市交通局事務分掌規程において明確化している。その上で、理事以下の専決区分については福岡市交通局理事以下専決規程で定めているものであり、引き続き、適切な決裁権限者において事務処理を行っていく。 なお、福岡市事務決裁規程では、財務共通事項の一部（入札資格の決定から契約・検査報告まで）について、財政局と他の市長事務部局で異なる決裁区分があるため、例外としてただし書で規定されているが、交通局では、共通する事務において所属による決裁区分の違いがないため、ただし書の規定は不要であると認識している。	R7.11.20

R6	包括外部	-	-	17	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・98	交通局	姪浜車両工場	添える意見	<p>【意見3-4】 契約時の資格の確認について</p> <p>「姪浜車両基地雨水排水処理設備改修工事」契約書に添付されている仕様書（一般事項）によれば、当該工事の執行には、配管技能士の1級資格を適用することになっていた。</p> <p>当該改修工事の相手先選定にあたっては、入札参加資格の確認において「配置予定技術者調書」で監理技術者の資格等を有するかどうかのチェックが行われ、契約締結後履歴書と資格免許のコピーが入手されていた。しかし、配管技能士の1級資格を有する者が配置されるかどうかについて確認した書類が見受けられなかった。</p> <p>配管技能士の1級資格を適用することとなっている工事契約においては、入札参加資格の確認時などに、当該資格を有する者を配置できるかどうか書面等で確認し、確認した書類は契約関連書類に綴じ込み、保管することが望ましい。</p>	-	<p>「配管技能士」とは管工事で施工するガス管、給排水管及び換気設備等の配管技能を認定する国家資格であり、本資格を有することで基準以上の能力を有すると認められるものである。</p> <p>しかしながら、当該資格が関係する配管敷設作業(管工事)は排水処理設備更新工事においては1つの工程に過ぎず、工事の着手から完成までを一元的に監理する「監理技術者」とは重みが異なる。</p> <p>当該資格は監理技術者に求められるものではなく、受注者が下請業者を含めた施工体制を検討・構築する段階で配置することが妥当なものであるため、ご意見のように入札参加を希望されるすべての登録業者に配置技術者の特定を求めるのは困難であることから、入札手続きにおける取扱いは現状のままとし、工事契約締結後、受注者より提出される施工計画書や施工体制台帳等で確実に確認していく。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	18	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・100	交通局	姪浜車両工場	添える意見	<p>【意見3-5】 車両基地で共通する業務委託契約の仕様書の統一について</p> <p>当該委託業務は姪浜車両基地と橋本車両基地で同様の業務内容となっている。姪浜車両基地と橋本車両基地それぞれで委託契約を締結しているが、仕様書に記載の提出書類項目が姪浜車両基地と橋本車両基地で一部異なっている。</p> <p>橋本車両基地と姪浜車両基地は同じ車両基地であり、同じ業務内容であれば要求される仕様や確認すべき項目は同一と考えられる。</p> <p>仕様書の提出書類項目は業務内容に応じて検討されるものであるため、内容が相違していると不要な項目が記載される、もしくは加えた方が良い項目の記載が漏れる可能性がある。また業務効率性の観点からも望ましくない。</p> <p>車両基地に共通する類似業務については、提出書類項目として必要な書類を改めて検討し仕様書や提出書類様式を統一することが望ましい。</p>	-	<p>仕様書や提出書類様式の統一については、改善意見を踏まえ、令和7年度の委託契約分から車両工場で統一を図っている。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	19	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・112	交通局	施設課	添える意見	<p>【意見3-6】 昇降機保守業務に必要な資格の確認について</p> <p>西新他11駅及び姪浜車両工場昇降機保守業務委託は、エスカレーターとエレベーターに係るフルメンテナンส์契約（定期的な機器・装置の保守・点検を行うことに加え、点検結果に基づく合理的な判断のもと、劣化した部品の取替えや修理等を行う契約方式をいう）である。</p> <p>契約締結後に業務実施体制図や業務担当者一覧は入手しておらず、契約書や仕様書等では検査を行ううえで必要となる資格について言及されていないことから、昇降機等検査員等の公的資格を有している者が従事するかどうかについては報告を受けていなかった。</p> <p>業務実施体制図や業務担当者一覧を入手しておらず、公的資格を有している者が従事するかどうかについては報告を受けていないことは、安全管理の面から懸念がある。</p> <p>契約締結後に業務実施体制図や業務担当者一覧は入手し、昇降機等検査員等の公的資格を有している者が従事するかどうかについて報告を受けることで、必要な業務が遂行できる体制であることを確認することが望ましい。</p>	-	<p>昇降機保守業務委託については、改善意見を踏まえ、特記仕様書に業務従事担当者一覧に加え、昇降機検査資格について記載がある資料の提出を求める内容を追記した。</p> <p>また、契約締結後に、昇降機検査資格について記載している資料を提出させ、公的資格を有している者が業務に従事していることを確認し、適正な安全管理に努めていく。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	20	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・113	交通局	施設課	添える意見	<p>【意見3-7】 福岡市交通局施設保守点検業務一般仕様書の添付について</p> <p>市交通局が締結している他のホームドア保守点検業務委託契約、防災設備点検業務委託契約には、一般仕様書として「福岡市交通局施設保守点検業務一般仕様書」が契約書に添付されているが、「西新他11駅及び姪浜車両工場昇降機保守業務委託」には、「福岡市交通局施設保守点検業務一般仕様書」が添付されていなかった。</p> <p>一般仕様書では、適用、業務の内容等の12項目について定めがある。</p> <p>「西新他11駅及び姪浜車両工場昇降機保守業務委託仕様書」では共通仕様書に記載されている項目のうち、従事者の変更と、教育訓練については記載されていなかったことから、従事者の変更や教育訓練の状況を市交通局が把握できない懸念がある。</p> <p>一般仕様書は保守点検業務の執行にあたり、市の安全方針、安全行動規範を委託者に示すものであり、委託者が遵守すべき事項が漏れないように定められている。本契約においても一般仕様書を契約締結前に委託先と内容について協議、合意したうえで、今後は契約書に添付することが望ましい。</p>	-	<p>保守点検業務委託については、改善意見を踏まえ、「福岡市交通局施設保守点検業務一般仕様書」の契約書への添付漏れを防止するため、従来から添付している特記仕様書のファイルと一体化させた。また、従事者の変更や教育訓練等の状況についても適正に確認している。</p> <p>市の安全方針や安全行動規範について、保守点検業者に示し、適正な安全管理に努めていく。</p>	R7.11.20

R6	包括外部	-	-	21	(第7131号別冊2)	R7・120	P	交通局	車両課	添える意見	<p>【意見3-8】部分検査の場合の完了届兼検査調書について</p> <p>「空港線・箱崎線新型車両用予備品 台車組立(先頭)外31件」について、納品金額によって検査調書の決裁権限者が異なり、1回目の納品金額61,888,200円(消費税込み)によって理事権限であると判断され、理事による決裁が行われていた。</p> <p>「空港線・箱崎線新型車両用予備品 電動空気圧縮機装置外31件」についても、納品金額によって検査調書の決裁権限者が異なり、1回目の納品金額18,440,400円(消費税込み)によって部長権限であると判断され、部長による決裁が行われていた。</p> <p>「納品・修理完了届兼検査調書」では、納品金額や何回目の納品かが不明であり、正しい決裁権限者は毎年度の支出負担行為書に添付されている納品期日別の納品金額の内訳書を確認しなければならないことから、非効率な業務となっている。</p> <p>少なくとも、「納品・修理完了届兼検査調書」に何回目の納品であるかが分かるように記載すること、納品が複数回に分かれるような場合にも使用できるような調書フォームを作ることが望ましい。また「納品・修理完了届兼検査調書」への納品金額の記載についても検討されたい。</p>	—	<p>「納品・修理完了届兼検査調書」の記載について、改善意見を踏まえ、納品検査が複数回に分かれているときは、契約金額を記載する欄に契約金額とは別に今回支払いに該当する金額を記載することで、決裁権者が「納品・修理完了届兼検査調書」にて確認できるように見直しを行った。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	22	(第7131号別冊2)	R7・127	P	交通局	総務課	添える意見	<p>【意見3-9】契約書案の確認について</p> <p>押印された契約書を確認したところ、年度や交通事業管理者の名称が前年度のまま作成され、押印されており、年度等について手書きで全て修正が行われていた。</p> <p>手書きの修正が多い契約書では、契約手続きに係る確認が適切に行われていない疑念を抱かせることから、最新の契約書様式を利用して、契約書を作成することが望ましい。</p> <p>毎年、同様の契約業務を行っている場合、前年度の契約書データを利用して業務を行っていることが想像される。年度によっては、共通契約書の見直しも考えられるため、契約に際しては、常に契約書様式の見直しが必要な可能性を念頭におき、最新の契約書様式を利用することが望ましい。</p>	—	<p>契約書が作成された当時については、担当者1名にて契約書を作成し、他の職員がチェックすることなく業者へ交付していた。現在は作成者と別の職員が必ずダブルチェックした上で業者へ交付し、係長・課長も確認するよう徹底している。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	23	(第7131号別冊2)	R7・138	P	交通局	総務課	添える意見	<p>【意見4-1】姪浜駅に係る空室の活用方針について</p> <p>姪浜駅を視察したところ、倉庫Cという空室が存在した。当該倉庫は、市の内部で活用の可否を照会しても特に利用希望はなく、現段階では利用見込みは無しとなっていた。</p> <p>未活用スペースがあることは、施設の有効活用の観点から望ましくない。</p> <p>姪浜駅は市交通局とJR九州との共同駅である利点を活かし、活用を検討することが望ましい。市内部だけでなく、JR九州やその協力業者を含めた利用照会を行い、施設を有効活用する方法を検討することが望ましい。</p>	—	<p>姪浜駅倉庫Cについては、改札内バックヤードの最深部にあるため、視認性が低く、防犯面からも一般利用者の立ち入りは難しい。</p> <p>また、既設設備は照明設備(蛍光灯1つ)と感知器のみであり、用途も極めて限られる。</p> <p>JR九州側へ利用の意向確認を行ったが、姪浜駅には、JR九州側も駅施設を所有していることから、倉庫利用のニーズはないとのことであった。</p> <p>既設設備の改良を含め、今後も活用を検討していく。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	24	(第7131号別冊2)	R7・141	P	交通局	橋本車両工場	添える意見	<p>【意見4-2】部品管理倉庫のセキュリティについて</p> <p>橋本車両基地の敷地内では車両の整備を行っているため、委託業者の出入りが頻繁にある。その整備場に車両部品の管理倉庫へ通じるエレベーターが設置されている。管理倉庫は施錠できるつくりになっていないため、委託業者が容易に侵入できる状態にある。</p> <p>悪意を持った侵入者により、部品が盗難されるリスクがある。</p> <p>部品の現物を管理するために、悪意をもって盗難等が行われるリスクを考慮して、防犯カメラを設置するなど、セキュリティを強化することが望ましい。</p>	—	<p>車両部品の管理倉庫に通じるエレベーターについて、改善意見を踏まえ、専用キーを使用しないと当該倉庫に停止しないよう、システム設定を変更した。また、当該倉庫に通じる扉を改修し、施錠機能を追加した。</p> <p>上記改修により、エレベーター等の専用キーを所有している交通局職員以外の委託業者が、当該倉庫に立ち入れないようセキュリティの強化を図った。</p>	R7.11.20

R6	包括外部	-	-	25	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・141	交通局	浜浜車両工場	添える意見	<p>【意見4-3】保守部品の払出管理について</p> <p>浜浜車両基地において、車両の保守は委託しており、保守部品の管理は委託業者が行っている。在庫管理は在庫管理一覧表で行われており、払出された保守部品について、保守内容処理報告書で内容確認できるものの、資料間の突き合わせが行われていない。</p> <p>保守内容処理報告書に記載のない不適切な払出があった場合に見過ごす可能性がある。</p> <p>委託業者が適正に保守業務を行っているかモニタリングするうえでも、保守内容処理報告書の内容と在庫管理一覧表の払出との一致を確認し、適切な払出が行われているか確認することが望ましい。</p>	-	保守部品の払出については、保守部品の在庫管理一覧表の管理の担当係を決め、一元管理することとしている。保守部品を払出して交換した場合は、交通局の監督員が予備品出入庫伝票を作成し、保守備品を管理している担当係に提出してもらい、予備品在庫管理一覧表に登録する際に、出庫数量と在庫数量の確認を行うなどして、適切な払出が行われているか確認している。	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	26	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・142	交通局	浜浜保守事務所	添える意見	<p>【意見4-4】保守部品の管理について</p> <p>箱崎変電所の施設内において、ブルーシートが被さった保守部品が置いてあった。当該部品は変電機器の交換部品とのことであるが、長年置いてあるもので、特に棚卸なども行われておらず現物管理がされていなかった。</p> <p>当該施設自体は、施錠され、外部からは侵入できないように防犯対策はされているものの、保守部品は保守業者も自由に出入りする箇所に置かれていた。高額な部品もあると考えられることから、棚卸管理を行っていない現状は管理上、問題がある。</p> <p>保守部品について、現物管理を強化されたい。</p>	-	変電所の施設内の保守部品については、改善意見を踏まえ、今後、写真記録とリストによる現物の管理を行う。定期的な確認を実施し、現物との照合を通じて紛失・盗難等の有無をチェックする体制とした。(3カ月1回の変電所巡視記録表にチェック項目を追加) <p>保守部品の保管場所については、保守業者等が常時立ち入る場所とは別に当該施設内の保管室で管理しており、ご指摘のブルーシートが被さった保守部品は、重量物で保管室に収納できないため、現位置にて写真記録による現物の管理を行う。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	27	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・144	交通局	財務課	添える意見	<p>【意見4-5】備品ラベルの統一について</p> <p>市交通局では、市の会計規則に倣い、備品管理を行っている。しかし、施設等視察で監査人が備品の管理ラベルを確認したところ、当該管理ラベルについては、施設間で統一がされておらず、別な管理ラベルを使用していた状況であった。</p> <p>備品管理は各施設で共通の業務であるところ、その管理に利用する備品整理票について異なる運用を行っていることは、非効率な業務となっている。</p> <p>効率的な業務のため、備品整理票の統一を検討することが望ましい。</p>	-	備品ラベルについては、改善意見を踏まえ、福岡市交通局会計規程において、令和7年度中に所要の改正を行うとともに、その運用を統一する予定である。	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	28	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・144	交通局	浜浜車両工場	添える意見	<p>【意見4-6】デジタルカメラの管理について</p> <p>浜浜車両基地の事務所に車両基地内での使用目的でデジタルカメラが3台保管されていた。利用記録を確認したところ、最終利用日は令和元年5月であった。</p> <p>5年以上使われていない備品であり、不要な備品であるか検討されていない。</p> <p>スマートフォンの高性能化によりデジタルカメラの使用頻度は今後も減少すると想定される。使用頻度の低い備品は管理コストも踏まえて今後も所有し続けるか検討することが望ましい。</p>	-	改善意見を踏まえ、使用頻度の低いデジタルカメラについては令和7年3月に廃棄を行った。	R7.11.20

R6	包括外部	-	-	29	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・145	交通局	橋本乗務事務所	添える意見	<p>【意見4-7】使用見込みのない備品について 橋本車両基地内には休憩室があるが、休憩室に設置されているテレビ及びビデオデッキが長期間使用されていない状態となっていた。 また、2階乗務事務室の金庫に、現在は業務用スマホにて行われていることから、使用されていないデジタルカメラが保管されていた。 利用見込みのない備品を他の備品と同様に事務手引きに従って管理することは非効率である。また、デジタルカメラについては、データが削除されていたものの、仮に紛失した場合、個人情報流出の恐れがあるとの不要な疑念が生まれる可能性がある。 利用見込みのない備品については、廃棄（可能であれば売却）することが望ましい。</p>	-	<p>改善意見を踏まえ、休憩室に設置されているテレビ及びビデオデッキ並びに事務室の金庫に保管のデジタルカメラについては、利用見込みがないため、令和7年3月に廃棄とした。デジタルカメラの廃棄にあたっては、データを削除し物理的に破砕することにより個人情報流出の恐れがない状態とした。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	30	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・146	交通局	姫浜乗務事務所・姫浜保守事務所	添える意見	<p>【意見4-8】不要な備品の処分について 姫浜保守事務所・乗務事務所の倉庫において、不要な備品が長期間置いたままであった。施設の有効活用及び業務効率性の観点から、処分予定の備品の長期間保管は好ましくない。 処分予定の備品は、施設の有効利用の観点から、適宜処分を行い、長期間保管しないよう管理することが望ましい。</p>	-	<p>改善意見を踏まえ、保管していた不要な物品については、廃棄を行った。 今後は、人事異動後の課内研修等において、対応策の周知を徹底することとし、研修担当係長の引継書に記載する。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	31	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・147	交通局	橋本保守事務所	添える意見	<p>【意見4-9】利用頻度の低い情報媒体の廃棄の検討について 視察にて、過去2年以上利用されていないUSBの情報媒体を保有している施設があった。 USB等の情報媒体は現物管理の手間がかかっているにも関わらず、利用されていない状況では無駄な現物管理が行われていることとなり、非効率な事務となっている可能性がある。また、情報媒体は紛失すると、たとえ媒体内部のデータを削除していたとしても、情報の流出の恐れがあると市民へ不要な疑念が生まれる可能性がある。 現状の利用状況や今後の利用見込みを踏まえて、利用頻度の低いUSB等の情報媒体については廃棄を検討することが望ましい。</p>	-	<p>改善意見を踏まえ、橋本乗務事務所管理していた6個のUSBメモリについては令和7年3月、利用頻度の低い3個を廃棄処分とした。廃棄にあたっては、データ削除状態から物理的に破砕することにより個人情報流出の恐れがない状態での廃棄とした。 また、橋本保守事務所管理していた3個のUSBメモリについても令和7年4月、利用頻度の低い1個を廃棄処分とした。業務用スマホに代替え可能なデジタルカメラ及びICレコーダーは、令和7年4月にすべて廃棄処分とした。廃棄にあたっては、データ削除状態から物理的に破砕することにより個人情報流出の恐れがない状態での廃棄とした。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	32	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・149	交通局	駅管理課・施設課	添える意見	<p>【意見4-10】姫浜駅における包括的な管理委託の検討について 上記「【指摘事項4-2】姫浜駅の修繕対応について」のとおり、地下鉄姫浜駅は、JR九州との共同駅であるため、設備の権利や保守管理責任が複雑になっている。 同じ駅内であっても設備によって保守管理の責任区分が異なるため修繕等の手続きが煩雑となっており、保守管理業務が非効率となっている。 また、ヒアリングによるとJR九州保有の設備は修繕等に時間を要することもあることから、必要な修繕等が長期間なされない可能性があることは、駅利用者の観点から望ましくない。 権利関係が複雑なことを踏まえて、市交通局が包括的な管理を行うことを、JR九州との間で協議することが望ましい。 駅内の設備については市が包括的に管理を受託し、その管理料を一部負担金としてJR九州から受領することを検討するなど、保守管理業務の効率性を高めるあり方を検討することが望ましい。</p>	-	<p>姫浜駅の修繕対応について、交通局の保守区分の場合は、駅掲示器不点灯時の連絡体制に従って適切な対応を行い、迅速に修繕対応を行うとともに、JRの保守区分の場合は、時間を要している場合は放置することなく、対応についてJRに適宜確認を取っている。 駅内設備の今後の管理については、負担区分表に基づき確認及び保守区分の周知徹底を行うとともに、保守管理業務の効率的な在り方について検討する。</p>	R7.11.20

R6	包括外部	-	-	33	(第7131号別冊2) R7.3.3.27	P.150	交通局	浜浜保守事務所・電気課	添える意見	<p>【意見4-11】 屋上の太陽光パネル設置の使用許可について 姪浜合同事務所屋上に太陽光パネルが設置されており、目的外使用許可をしている。目的外使用の使用料は年単価100円/㎡のため使用料は年間数万円程となっている。 また、貝塚駅の屋根にも同事業者が太陽光パネルの設置等をしており、使用料の条件等も同様であった。 屋上の活用はされているものの、社会情勢を踏まえると目的外使用としている現状が最善の活用方法であるかについて疑念が残る。 契約が終了するタイミングで、屋上の貸付を継続することが施設の有効利用であるかを再度検討することが望ましい。 市では、福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画が策定され、市有施設等への太陽光発電設備導入拡大を進める計画となっている。令和5年度にPPAIによる市有施設への太陽光発電設備導入事業も行われている。オンサイトPPA等により事務所の電力調達への切り替えのために屋上を有効活用することも検討された。</p>	—	<p>屋上の太陽光パネル設置に関する使用許可については、平成27年3月31日に締結された「福岡市交通局所有施設屋根貸し太陽光発電事業の実施に関する基本協定書」に基づき、令和17年度まで継続される事業となっている。 現時点では、再生可能エネルギー指定を含む現在の電気単価と比較しても、オンサイトPPA方式への切り替えはコストメリットがなく、調達期間が満了となる2年前の令和15年度までに、屋上の有効活用方法について検討を行い、今後の方針を策定する予定である。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	34	(第7131号別冊2) R7.3.3.27	P.158	交通局	駅務管理課	添える意見	<p>【意見5-1】 応札者増加のための方策について 委託範囲を天神、博多、貝塚、橋本、天神南の5管区として委託を行っており、当該管区の運営委託者を一般競争入札で募集している状況であるが、限定的な業者しか応札に応じておらず、1者入札となっている管区も存在している状況となっている。 現在は、4者で5管区の駅運営委託を担っているが、応札者が少ない現状では、現在の委託者が撤退した場合に、運営委託が可能な業者が限定され、持続的な委託が困難となる恐れがある。既に直営から委託を前提とした組織体制に見直しを図っている状況では、運営委託の応札者が少ない現状は、地下鉄運営に際しての事業上のリスクとなりうる。 応札者増加のための検討を行うことが望ましい。持続的な民間委託のため、同事業者における入札を認める、選定期間を現在の5年から変更するなど、応札者が増加するための具体的な方策を検討する必要がある。 現在は、マーケットサウンドまでは実施していないとのことであり、今後の応札者増加のためにも、参入障壁となっている具体的な内容を把握することが望ましい。</p>	—	<p>応札者増加については、現行事業者や他都市の受注事業者へのヒアリングなどを順次実施しており、引き続き、次回（令和10年10月公告予定）の一般競争入札に向け、応札者が増加するための具体的な方策を検討していく。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	35	(第7131号別冊2) R7.3.3.27	P.159	交通局	駅務管理課	添える意見	<p>【意見5-2】 駅別のサービス水準の管理分析について 利用者の満足度や苦情の発生状況等について、直営駅・委託駅で区分した管理までは行っていないとのことである。 コストの面からは、市交通局が直営で実施するよりも効率的な業務を行うことが可能として効果を算定しているものの、民間への委託を拡大した結果、サービス水準が当初の予定どおりの効果が得られたかの検証が不十分である。 民間への運営委託によってサービス水準の低下がないか、また管区単位でサービス水準に格差が発生していないか、直営駅である3駅と比べてサービス水準が維持できているか、を確認することが望ましい。 現在は、利用者の満足度や苦情の発生状況等については、直営駅・委託駅で区分した管理は行っていない状況であるが、直営及び委託駅とのサービス水準の分析、委託者間でのサービス水準を分析するためにも、直営駅・委託駅別や、管区単位毎でのより詳細な情報の把握を行うことが望ましい。</p>	—	<p>各駅窓口におけるサービス水準の管理分析については、令和7年3月に全ての駅窓口を対象に内部点検を実施し、「駅別」、「直営駅・委託駅別」、「管区駅別」の評価をつけ、その結果を各管区駅長及び各委託業者に共有することで現状の把握に努めており、引き続き定期的実施する。</p>	R7.11.20

R6	包括外部	-	-	36	(第7131号別冊2) R7・3・27	P・160	交通局	駅務管理課	添える意見	<p>【意見5-3】 駅業務委託に係るインセンティブの導入について 市交通局は、従業員不正を起こした㈱JR西日本中国メンテック福岡支店に対して、令和6年2月28日から5か月間の競争入札参加停止措置を行っている。 しかし、既に令和6年度の運営委託の落札が決定していたことから、当該競争入札参加停止期間の影響が実質的にないものとなっており、令和6年4月以降は、これまで同様に貝塚管区の駅委託業務を引き続き行っている。 過去には、平成31年2月に、㈱JR九州サービスサポートの駅係員4名が、勤務中に拾った1日乗車券を不正に使用した事例により4か月の競争入札参加停止となっているものの、翌年度の入札手続きが完了していたことから、引き続き博多管区の駅委託業務を行っている。 なお、市に確認したところ、一般競争入札においては、落札決定後、契約締結までの間に、競争入札参加停止となった場合、契約の相手方の確定と契約締結の予約が法的に成立することから、入札結果の取消はできないとのことであった。 処分を受けた2社は、駅業務運営委託以外の受託を受けておらず、入札が終わった後では競争入札参加停止が実質的なペナルティになっていない。ペナルティに実効性がないことは、業務を誠実に遂行した委託者との公平性の観点で問題があると言える。 市交通局は、令和6年度駅運営委託契約から不正事案等の違約金特約条項を追加しているが、一般競争入札の応札者が少なく、今後の民間委託の継続性に懸念がある。 実効性のあるペナルティの検討は重要であるものの、民間業者にとって良好に業務を遂行することが、インセンティブとなるような取り組みにより、良好に業務を遂行した委託業者とそうでない委託業者との間で、公正性が保たれるような措置を検討することが望ましい。</p>	-	<p>駅業務委託のインセンティブについては、令和8年度契約から、駅窓口サービスや成果指標の評価などにより、業務を良好に遂行した委託業者に対する業務表彰の導入を予定している。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	37	(第7131号別冊2) R7・3・27	P・164	交通局	駅務管理課	添える意見	<p>【意見5-4】 駅運営委託者の制服管理について 駅運営委託に係る契約書の仕様書を確認したところ、委託者が委託先従業員に貸与する制服に係る条項が含まれていなかった。 制服は、犯罪等に悪用されるケース、転売等をされるケース等がありうるが、当該管理にかかる項目が委託契約の仕様書に含まれていないことは、委託管理の観点から懸念がある。 市交通局が直接管理する制服については、福岡市交通局企業職員被服貸与規程に則って管理を行っているが、駅運営委託者が管理する制服については委託者に管理が委ねられている。 委託契約における仕様書等において、委託者に制服の管理責任を明確にすることが望ましい。 市交通局においては、制服管理に係る規程が存在することから、当該規程を参考に、委託者が遵守すべき管理内容を検討することが望ましい。</p>	-	<p>改善意見を踏まえ、委託者に制服の管理責任を明確に示すことにより、より適切な制服管理が行われるよう、令和7年度委託契約から、市交通局被服貸与規程を踏まえた制服の管理内容を委託仕様書に追記した。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	38	(第7131号別冊2) R7・3・27	P・165	交通局	職員課	添える意見	<p>【意見5-5】 制服管理について 現在、市交通局は、福岡市交通局企業職員被服貸与規程で制服に係る管理を定め、運用を行っているが、使用期間を経過した後の制服については返還を求めておらず、制服の返還に係る規程が存在しない。 制服は悪用される可能性があり、一部の趣向家にニーズがあることから、換金される恐れがある。実際に、ネットオークションでは過去に制服がオークションにかけられていた状況が確認できた。 防犯上、セキュリティの面から懸念があること、またネットオークションに出品されるような管理をしていることは市交通局的市民からの信頼を失墜させる恐れがある。 管理規程において、市交通局から市長部局等へ異動があった場合、使用期間後のものも含めて、原則として制服の返還を検討することが望ましい。 使用期間が経過したものについては、各職員が洗い替え等の用途のため、そのまま利用することは理解できるが、異動により制服の使用見込みがなくなったと考えられる場合には、原則として返還させることを検討することが望ましい。</p>	-	<p>制服の貸与は、交通局で採用している運輸関係職員を対象としており、交通局外への異動の可能性がなく、また、異動により制服の使用見込みがなくなることは想定していないため、現在の取扱いで支障は生じないと考えている。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	39	(第7131号別冊2) R7・3・27	P・173	交通局	営業課	添える意見	<p>【意見5-6】 システム機能要件の検討について 遺失物管理に使用される遺失物管理システムは令和5年3月にシステムを移行している。 しかし、システムの要件定義の際に必要な、3年経過した個人情報に係る自動削除機能が仕様で盛り込まれておらず、追加のシステム改修を検討している状況である。 新システム開発時の要件定義の確認が不十分であった。 システム調達の際には、関連する規則等を基に、機能要件を網羅的に検討することが望ましい。</p>	-	<p>令和5年3月のシステム開発時においては、法令解釈が不十分であったため、ご指摘を受け、令和7年3月にシステム改修を行った。今後はチェックリストを作成するなど、組織的なチェック体制の構築を図り、必要な要件を明確化していく。</p>	R7.11.20

R6	包括外部	-	-	40	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・180	交通局	総務課	添える意見	<p>【意見6-1】地元地縁組織（自治会、町内会）に対する使用料の減免方針について 市交通局では、地元地縁組織（自治会、町内会）に対しては、内浜二丁目2区自治会、箱崎校区新屋敷自治会の2者に目的外使用許可、神功町会館運営委員会に貸付を行っている。 福岡市交通局行政財産使用料等の減免運用基準の「交通局の施設等整備に伴い、関係者と協議の上決定した場合」に該当することから、内浜二丁目2区自治会に対する使用料は85%の減免、神功町会館運営委員会に対する使用料は全額減免となっている。一方、箱崎校区新屋敷自治会に対しては、自治会行事において使用する物品を収納するための倉庫設置であり、減免運用基準の「地域活動の拠点施設として使用する場合」の条件を満たしていないため、減免無しであった。 「地元地縁組織（自治会、町内会）が地域活動の拠点施設として使用する場合」に係る減免で、85%減免や全額減免等、取扱いが異なることは公平性の観点から望ましくない。 また、多くの自治会集会所には行事において使用する物品を収納する倉庫部分があると考えられるため、箱崎校区新屋敷自治会に対して倉庫が地域活動の拠点施設に該当しないと判断していることは、市民視点からはその判断に疑問がある。 減免運用基準の「交通局の施設等整備に伴い、関係者と協議の上決定した場合」に該当する場合であっても、全額減免や85%減免などと地元地縁組織（自治会、町内会）ごとに差異をつけることの理由が明確でない場合には、取扱いを統一することが望ましい。 また、倉庫設置については、自治会集会所に目的外使用許可を行っている事例がないかを市の他部署に確認し、地元地縁組織（自治会、町内会）についての取扱いが市と市交通局との間で異なることがないように公平な措置を行われない。</p>	—	<p>地元地縁組織（公共的団体）に対する使用料の減免について、改善意見及び市長事務部局における取扱いを踏まえ、令和7年3月に減免率を「最大50%」から「最大100%」へ引き上げる見直しを行い、左記3者への使用料の減免率については、取扱いを統一し、使用料については全額減免とした。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	41	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・186	交通局	広報戦略課	添える意見	<p>【意見7-1】経営戦略の指標におけるアンケート結果の採用について 経営戦略に掲げる成果指標とその目標値は、ア 安全・安心の確保、イ 快適で質の高いサービスの提供、ウ まちづくりへの貢献、エ 経営基盤の強化の4つに分けて17項目が設定されている。そのうち8つがアンケート結果に係る指標となっている。 「駅員の接客」に関する満足度や「地下鉄が安全・安心と感じるお客様の割合」など、利用者を対象としたアンケートの場合、母集団の取り方や回答者の質問に対する受け取り方の違いなどによって、回答が一定の方向に偏りが発生する可能性がある。さらに、アンケートの内容が具体性に乏しい場合、その結果がどのような活動によるものか、その結果の改善方法の紐付けが困難である。 アンケート結果を経営戦略に掲げる成果目標とすること自体を否定するものではないが、全体の目標の半分程度をアンケート結果とすると、経営戦略全体の成果目標に対する事業活動の評価が困難となる可能性がある。 目標値と結果が客観的に把握できる指標、原因と結果の紐付けがより明確である指標をより多く設定するように検討されたい。</p>	—	<p>「福岡市地下鉄経営戦略」を見直し、令和7年2月に新たに中長期的な計画として策定した「福岡市地下鉄長期ビジョン」においては、計画期間中の目標を「地下鉄全般についての総合的な満足度」及び「期間中の事故等発生件数」の2項目としている。 また、令和7年度からの4年間に取り組む主要事業や財政計画を定めた「福岡市地下鉄中期経営計画」においては18項目の目標設定をしているが、その全てをアンケート結果に基づくものではなく、施設の整備状況、障害件数、運輸収益や累積損益など、目標値や結果を客観的に把握できる指標とした。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	42	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・187	交通局	財務課	添える意見	<p>【意見7-2】投資・財政関連の指標設定について 「(4)経営基盤の強化」において、「累積欠損金」（累積欠損金の残高を減少させること）と「企業債残高」（企業債の未償還残高を減少させること）の2のみが指標項目として選定されている。 経営戦略は、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、投資試算と財源試算を構成要素とする「投資・財政計画」がその中心となるものとされている。 3条予算と4条予算を10年以上の長期にわたり計画したものが「投資・財政計画」であり、上記のとおり公営企業の運営にあたり重要な計画であるが、関連する指標が2つのみだと経営戦略の成果指標の設定が十分であるかに疑問がある。 経営戦略においては、経営の効率化など「投資・財政計画」に関連する指標を充実させることが望ましい。</p>	—	<p>福岡市交通局長期ビジョン（令和7年2月策定）や福岡市地下鉄中期経営計画（令和7年3月策定）に係る財政計画において、累積欠損金と運輸収益を成果指標として設定しているが、経営の健全性や効率性を示す経営指標については、他団体決算値との比較・分析が重要であることから、ビジョンでは定めず、毎年度の決算資料において、その推移に加え、他都市平均値も併せて掲載しているところである。</p>	R7.11.20

R6	包括外部	-	-	43	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・191	交通局	財務課	添える意見	<p>【意見7-3】投資・財政計画の表示について</p> <p>福岡市地下鉄経営戦略の「投資・財政計画」では、資本的収支の表示が資本的収入、資本的支出、資本的収支のみで示されている。</p> <p>建設改良費は地下鉄設備や車両を維持するために必要十分な支出が行われているかを示すもので、極めて重要な財務情報である。また企業債償還金は、償還負担がどのように推移するのか、公営企業の資金繰りに直結する非常に重要な財務情報である。</p> <p>また、資本的支出の財源である資本的収入が、将来返済する必要がある企業債であるのか、返済の必要がない国（都道府県補助金）補助金であるのか、また一般会計の財政負担であるのか、といった情報も「投資・財政計画」にとって非常に重要である。</p> <p>上記の情報を省略した「投資・財政計画」では、経営戦略を理解するうえで重要な情報を把握することが出来ない恐れがある。</p> <p>総務省が公表している経営戦略ひな形様式を参考に、資本的収入は、少なくとも企業債、補助金、一般会計の財政負担に分けて公表することが望ましい。また資本的支出は、少なくとも建設改良費と企業債償還金に分けて公表することが望ましい。</p>	-	<p>投資・財政計画については、今後の投資計画額や企業債の残高、累積資金の過不足など、経営状況の把握に必要な情報の公表に努めてきたところであるが、改善意見を踏まえ、その表示内容について、次期中期経営計画の策定に向けて検討を行う。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	44	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・194	交通局	財務課	添える意見	<p>【意見7-4】経営戦略における企業債の据置期間について</p> <p>経営戦略における投資・財政計画において機構債や政府債などの償還期間を30年とする長期企業債を主に発行することとし、借入条件は、機構債・政府債のいずれも5年の据置期間が設定されていた。</p> <p>七隈線の延伸事業も完了し、運賃収入を得ることが出来ているため据置期間を設定する必要性に乏しいと考えられる。</p> <p>七隈線延伸後、市交通局は機構債と政府債を起債するにあたり、据置期間を1年としていることから、実際の企業債償還スケジュールは計画と乖離していることになる。「投資・財政計画」においては、期間が長期になることから特に乖離が大きくなり、長期収支計画の財政計画の乖離要因となる可能性が高い。</p> <p>次回の経営戦略の改定においては、「投資・財政計画」の試算の際に、企業債の返済条件が実際と乖離しないように留意されたい。</p>	-	<p>令和7年2月に策定した福岡市地下鉄長期ビジョンの財政計画については、実際の企業債借入に係る据置期間（1年）と同条件で算定している。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	45	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・208	交通局	職員課	添える意見	<p>【意見8-1】運輸技術職採用(局採用)の検討について</p> <p>市交通局において、昭和57年度の地下鉄敷設時に採用した運輸技術職が存在するが、昭和58年度に採用した後は、運輸技術職の局採用が行われていないため、運輸技術職は、再雇用で5名、61歳で3名の計8名のみが在籍している状況となっている。</p> <p>市は昭和58年度以降の技術職については、市長部局で採用する行政技術職（土木、電気及び機械）を市交通局へ異動させることで必要な人材を補充している状況にある。</p> <p>地下鉄に係る技術は特殊であり、市長部局での採用や異動だけでは技術の承継が図れない可能性がある。</p> <p>運輸技術職が60歳を超え、退職により不在となることが見込まれる状況では、長期的に安全運行に必要な技術の承継が適切に図れない可能性がある。</p> <p>技術の承継のためにも、市長部局の行政技術職の異動だけでなく、局採用の運輸技術職の採用を検討することが望ましい。</p> <p>局採用を行い、運輸技術職としての採用を行うことが、職員のモチベーションの向上や離職率低下、安定的な技術職員の確保にもつながるものとする。</p>	-	<p>運輸技術職が本来担っていた保線・検修業務については、平成4年度以降、順次委託化を図っており、現在在籍する運輸技術職は、委託事業者の管理監督業務など、市長部局から交流派遣している電気・機械職等と同じ業務を行っている。</p> <p>地下鉄に係る技術は特殊ではあるが、これまで、市長部局からの交流派遣による適材適所の人事配置や、きめ細やかな研修の実施など技術継承の観点を踏まえた組織マネジメントの取組等により、交通局内における技術の承継は着実に図られてきたところである。</p> <p>交通局だけでなく、市長事務部局、教育委員会、水道局などにおいて様々な業務を経験することにより、幅広い視野を持ち、複雑かつ多様化する市民のニーズに柔軟に対応することができるようになると考えており、職員のモチベーション向上という観点からも、局独自採用ではなく、引き続き市長部局で採用し、交流派遣を行う現在の方式を継続することが望ましいと考えている。</p>	R7.11.20
R6	包括外部	-	-	46	(第7131号別冊2)	R7・3・27	P・213	交通局	姪浜車両工場	添える意見	<p>【意見8-2】姪浜車両基地教習所教材室の改修対応の必要性について</p> <p>1981年に建築した姪浜車両基地敷地内にある基地教習所教材室を視察したところ、外に通じる一部のドアは完全に閉じることができない等、老朽化が進んでいた。また、トイレが男女共用であるなど、現在の社会情勢にそぐわない状況も見られた。</p> <p>教習所教材室では年間80日程度研修を行っており、活用頻度は高く人材育成上重要な施設であり、適切な時期に改修がされない場合持続的な事業運営に支障をきたす可能性がある。</p> <p>姪浜車両基地教習所教材室の老朽化対応を早急に検討することが望ましい。</p>	-	<p>教習所教材室の老朽化への対応については、アセットマネジメント計画に基づき、令和9年度以降改修を実施予定である。</p> <p>なお、外に通じるドアについては、令和7年度中に改修を行う予定としている。</p>	R7.11.20